

○日本体育大学共同研究取扱規程

令和8年3月31日

理事長制定

(趣旨)

第1条 この規程は、日本体育大学(以下「本学」という。))における共同研究の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「共同研究」とは、本学の教員が外部機関の研究者と共通の課題につき共同して行う研究で、本学において外部機関から研究者又は研究経費もしくはその両方を受入れるものをいう。

(受入基準)

第3条 共同研究は、本学の教育研究に有意義であり、業務に支障を生ずる恐れがないと認められる場合に限り受入れることができる。

(決定)

第4条 共同研究の受入れの決定に係わる決裁は、共同研究費の金額が1,000万円を超える場合は理事長が、金額が1,000万円以下の場合は学長が、それぞれ行うこととする。(以下、理事長及び学長を併せて「決定権者」という。)

(申込み)

第5条 共同研究の申込みをしようとする外部機関は、共同研究申込書に所定事項を記載し、学術・スポーツ部研究支援課に提出するものとする。

(受入れの決定)

第6条 決定権者は、共同研究申込書に基づき、研究の意義、業務への支障の有無等を総合的に判断し、共同研究の受入れの可否を決定する。なお、理事長が決定権者となる場合には、あらかじめ学長の承認を得るものとする。

2 決定権者は、必要に応じ当該共同研究に関係する研究担当代表者の意見を聴くことができる。

(受入等の通知)

第7条 決定権者は、前条により受入れの可否を決定したときは、受入れの可否を速やかに研究担当代表者及び外部機関に通知するものとする。

(契約締結)

第8条 決定権者は、共同研究の受入れを決定したときは、速やかに共同研究契約書により

外部機関と共同研究契約を締結するものとする。

(研究期間)

第9条 共同研究の契約期間は、契約書に定める。

(共同研究費の額等)

第10条 共同研究費の額は、共同研究に必要な直接経費と本学の管理等に必要な間接経費の合計額とする。

2 間接経費は、直接経費の20%に相当する額とする。ただし国、地方公共団体等からの共同研究費で、これにより難い場合は、この限りではない。

(共同研究費等の納入及び受入)

第11条 外部機関は、共同研究費を共同研究契約書に定めた期日までに、本学に納入しなければならない。

2 共同研究を完了し、又は共同研究を中止し、もしくはその期間を変更した場合において、共同研究費に不用が生じ、外部機関から不用となった額について返還の請求があった場合には返還する。ただし、外部機関からの申し出により中止する場合には、原則として共同研究費は返還しない。

(契約の解除又は変更等)

第12条 次の各号のいずれかに該当するときは、本学は、共同研究を中止し、又は契約を解除することができる。

(1) 外部機関が共同研究費を定められた期日までに本学に納付しなかった場合

(2) 天災その他やむを得ない事由により、共同研究の遂行が困難となった場合

2 本学は、次の各号のいずれかに該当するときは、共同研究の契約を変更することができる。

(1) 共同研究の遂行上、研究費を増額する必要がある場合

(2) 共同研究の遂行上、期間変更を必要と認める場合

(3) 天災その他やむを得ない事由により、共同研究の遂行が困難となった場合

(支出)

第13条 共同研究費は、共同研究の目的達成のため必要かつ適正と認められるものに支出するものとする。

(取得設備)

第14条 共同研究費により本学が取得した設備等は外部機関に譲渡しないものとする。

(知的財産権の帰属等)

第15条 共同研究による発明等に係る知的財産権の持分については、本学及び外部機関に所属する研究担当者の貢献に応じて本学と外部機関との協議の上定めるものとする。

(研究実績報告)

第16条 本学は、共同研究が終了したときは、契約に定めるところにより、研究成果を外部機関に報告するものとする。

(秘密の保持)

第17条 本学及び外部機関は、共同研究において知り得た一切の情報を相手方の書面による事前の同意なしに、第三者に開示してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 既に公知の情報であるもの
- (2) 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報であるもの
- (3) 相手方から当該情報を入手した時点で、既に保有していた情報であるもの
- (4) 相手方から知り得た情報によらないで、独自に創出又は発見したことが書面により立証できるもの

(5) 他の規程等に別段の定めがあるもの

(研究成果の公表)

第18条 本学は、事前に外部機関の承認を得ることにより、共同研究の成果を公表することができる。

(事務)

第19条 共同研究に関する事務は、学術・スポーツ部研究支援課において処理する。

(細則の制定)

第20条 共同研究に関して必要な細則及び様式等は、学長が定める。

(規程の改廃)

第21条 この規程の改廃は、学長の意見を聴いて理事長が行う。

附 則

(施行日)

1 この規程は、令和8年4月1日から施行し、令和8年4月1日以降の共同研究の申込みから適用する。

(廃止規程)

2 この規程の施行に伴い、「日本体育大学受託研究・共同研究・奨学寄付金取扱規程」は廃止する。

